

校 則

第一章 総 則

第1条 目的 本校の教育目標及び、指導の重点に従い、生徒の心身の健全な発達と学力の向上を図り、生徒一人一人の能力・適性に応じて将来の進路の決定を目指すことを目的とする。

第2条 名称 本校は東京都立篠崎高等学校と称する。

第3条 位置 本校は東京都江戸川区東篠崎1丁目10番1号に置く

第4条 課程および学科 本校は全日制課程普通科とする。

定点については東京都教育委員会の定めるところである。

第5条 修業年限 本校の修業年限は3年とする。

第二章 学年・学期および休業日

第6条 学年 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第1学年は入学式の日始まり、第3学年は卒業式の日をもって終わる。

第7条 学期を分けて、次の三学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 休業日 休業日は次のとおりとする。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
2. 日曜日、土曜日
3. 開校記念日
4. 春季休業日 3月26日から4月5日まで
5. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
6. 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで
7. 都民の日条例の規定する日
8. その他、東京都教育委員会が定める日

ただし、春季休業日に関しては特別の定めをすることがある。

第9条 臨時休業等 災害その他やむを得ない事情により、生徒の登校が不可能なとき、また教育の実施上、特別の事情があるときは臨時に授業を行わないことがある。なお、午前6時以降、東京都23区東部に大雨警報・暴風警報・大雪警報のいずれかが発令された場合の取り扱いは、次の通りとする。

- (1) 午前8時の時点で解除されている場合、午前10時30分登校（短縮40分授業の場合は、午前10時10分登校）とし、3校時より通常の授業を行う。
- (2) 午前8時の時点では発令中で、午前10時の時点で解除されている場合、午後1時登校（短縮40分授業の場合は、午後0時20分登校）とし、5校時より通常の授業を行う。
- (3) 午前8時の時点でも、午前10時の時点でも発令中である場合、休校とする。

第10条 振替授業 特別の事情があるとき、授業日と休業日または休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

第11条 登下校 登下校は時程表の通りであるが、生徒は、始業10分前までに登校し、下校時刻の10分前までに校門を出るよう努める。登下校の際は、交通規則を遵守し、本校生徒としての品位を傷つける言動等をしてはならない。

第三章 教育課程及び教科書その他の教材

第12条 教育課程教育課程は高等学校学習指導要領および東京都教育委員会が別に定めた編成基準等による。

第13条 教科書その他の教材本校が使用する教科書は文部大臣の検定を経たものの中から、学校が選定する。その他の教材については東京都教育委員会の定めるところに従って学校が選定する。

第四章 入学・転退学・休学

第14条 入学資格 本校に入学することのできる者は、東京都に居住し、中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者、及び東京都教育委員会の定めるところによる。第15条 入学許可 第1学年入学許可者の決定は東京都教育委員会の定めるところに従って校長が行う。

第16条 入学手続 入学を許可された者は保護者・保証人連

署の上、所定の誓約書を校長に提出しなければならない。

第17条 転学 他の高等学校へ転学を希望する者は、その事由を記して、保護者より校長に願ひ出て許可を受けなければならない。

第18条 退学 退学しようとする者は、その事由を詳細に記し、保護者より校長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。懲戒による退学は別に定める。

第19条 休学 やむを得ない理由により休学を希望する時はその理由を証明する書類を添え、保護者から校長に願ひ出て、許可を受けなければならない。休学の期間等については東京都教育委員会の定めるところによる。なお、校長は生徒のうち休養または療養の必要があると認められた者について、休学を命ずることがある。

第20条 復学 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は復学願ひ休学の理由が消滅したことを示す書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第五章 単位・卒業の認定

第21条 単位の認定等 単位の認定は、平素の成績・考査及び出席日数等によって決める。進級・原級留め置き等については別に定める。

第22条 卒業の認定 校長は本校所定の全課程を修了したと認められた者に対し、卒業証書を授与する。

第六章 賞 罰

第23条 表彰 校長は他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

第24条 懲戒 校長は教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。懲戒はその程度により、訓戒・謹慎・停学並びに退学とする。ただし、退学は次の各号の一に該当する者に対してのみおこなう。

1. 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
3. 正当の理由がなくて出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第七章 授業料等の納入

第25条 授業料等 授業料等は保護者が納入しなければならない。授業料は、東京都教育委員会、また学校徴収金（PTA会費・生徒会費・積立金等）は、校長の定めるところにより納入する。

第八章 補 則

第26条 校則に関し、その他必要な事項は校長が定める。

第27条 この校則は昭和51年12月27日より施行する。

